

国官総第5号
国官会第23号
国地契第1号
国官技第3号
国営計第1号
平成19年4月2日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

平成19年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について

平成19年度国土交通省所管事業の執行については、平成19年3月30日付け国会公第264号により事務次官から貴職あて通知したところであるが、入札・契約手続における一層の透明性及び競争性の確保、公共工事の品質確保の促進等を図る観点から、その実施に当たっては、下記の点に留意の上、適切に執行されたい。

記

1 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者等の活用を図ること。その際、地域の状況等も踏まえ、発注時期の平準化に努めること。

2 入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保

(1) 一般競争入札方式の更なる拡大等

① 一般競争入札方式の拡大については、平成19年3月8日に、入札談合

防止対策検討委員会が取りまとめた「当面の入札談合防止対策について」に基づき、先般通知した「一般競争入札方式の拡大について」及び「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について」（平成19年3月30日付け国官会第2180号、国地契第100号）又は「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国港総第234号）において、平成19年度中には予定価格1億円以上の工事まで拡大するとともに、予定価格1億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、積極的に試行するものとしたところであるが、これを速やかに実施すること。

また、予定価格1億円未満の工事である場合において、一般競争入札方式によらないときは、工事希望型競争入札方式によることを原則とすること。なお、通常指名競争入札は、災害等の緊急時を除き、原則廃止されていることに留意すること。

- ② 水門設備工事については、①にかかわらず平成19年度当初から原則すべての工事について一般競争入札方式へ移行すること。

（２）多様な発注方式の採用

水門設備工事など機械・設備工事の中には、専門性が高く設計業者よりメーカーに総合的ノウハウが蓄積されている場合があること、受注可能な事業者が限られていること、設計と施工がより密接に関連していることなどの特殊性を有する工事の態様等に応じて、詳細設計付き施工発注方式、設計施工一括発注（デザインビルド）方式、本体・設備一括発注方式など多様な発注方式の導入を図ること。また、必要に応じ、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用にも努めること。なお、詳細については別途通知する。

（３）政府調達協定対象工事における一般競争入札方式の競争参加資格とする経営事項評価点数

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用対象となる工事に関し、比較的工事規模が小さく技術的難易度の低い一般土木工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事について、建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがない場合には、競争参加資格とする経営事項評価点数の引き下げを適切に図ること。

（４）特定建設工事共同企業体の運用改善

特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合には、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省厚発第176号）記第1の1（3）又は「地方整備局施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年12月27日付け港管第4087号）別紙第1の1（4）に基づき、単体有資格業者等の参加を認める運用とすること。

（5）入札ボンド制度の活用

いわゆる「入札ボンド制度」については、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）等に基づき、その対象の拡大を図ること。

3 公共工事等の品質確保の促進

（1）総合評価方式の拡充

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品質確保法」という。）第12条第1項本文及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）第2の1に基づき、落札者の決定に際しては、総合評価方式を積極的に活用すること。

特に、平成19年度においては、簡易型総合評価方式の活用等を図りつつ、全工事発注件数の6割相当以上（全工事発注金額の9割相当以上）において総合評価方式を実施すること。

（2）総合評価方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定

総合評価方式の実施に際しては、簡易型、標準型及び高度技術提案型の類型の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施すること。また、技術評価点の加算点については、標準的にはその上限を、高度技術提案型総合評価方式及び標準型総合評価方式にあっては10点から50点までの範囲内で、簡易型総合評価方式にあっては10点から30点までの範囲内で定めているところであるが、工事の性質等に従い、技術提案が評価において適切に反映されるよう加算点を設定し、より一層の工事品質の確保を図ること。

高度技術提案型総合評価方式については、「高度技術提案型総合評価方式の手続について」（平成18年4月18日付け国地契第6号、国官技第13号、国営計第12号）等に基づき、より一層その適切な運用に努めること。

また、総合評価方式の評価においては、「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙第1Ⅲ2又は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成14年2月22日付け国港管第1187号）の別紙Ⅲ2に基づき、除算方式を用いて行っているところであるが、現在試行している加算方式の適用工事の実施状況を踏まえ、加算方式の適用工事の対象の拡大の検討を行うこと。なお、その実施に当たっては、事前に本省担当課と協議を行うこと。

（３） 施工体制確認型総合評価落札方式の試行の拡大

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号）又は「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国港総第683号、国港建第175号）に基づき、施工体制確認型総合評価落札方式の試行を図ること。

また、事務量等に留意しつつ、必要に応じて、その対象工事の拡大に努めること。

（４） 中立かつ公正な審査の確保

総合評価方式における技術提案の審査に当たっては、その拡大と拡充の状況にかんがみれば、一層の透明性の向上を図ることが必要であることから、「総合評価方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）に基づき、中立かつ公正な実施に努めること。

また、平成17年度以降、総合評価方式の適用件数が大幅に増加しているところであるが、落札結果等の記録及び情報提供については、「総合評価落札方式の実施について」又は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」に基づき、適切に実施すること。

（５） 調査・設計業務の適切な実施

調査・設計の業務の発注における総合評価方式については、平成17年度から開始したところであるが、品質確保法第3条第7項及び基本方針の趣旨を踏まえ、対象業務の拡大を図ること。なお、その実施に当たっては、事前に本省担当課と協議を行うこと。

また、2（2）において、水門設備工事等特殊性を有する工事については、詳細設計付き施工発注方式や設計施工一括発注方式の導入を図ることとしたところであるが、これらの方式によらずに行う設計業務の発注に当たっては、業務を実施する上で必要となる技術的能力の確認を確実に実施するとともに、設計・施工分離の原則に基づき、施工方法等に関連する設計を適切に実施することができるよう、業務の内容や範囲等の設定に留意すること。

（6）国土交通省による発注者の支援

各発注者において、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、当該発注者からの要請に応じ、発注準備、入札・契約、監督・検査等支援策として協力を行うことが考えられる事項について、必要な措置を講じること。

また、公共工事の品質確保に向けた発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

（7）補助事業等における公共工事の品質確保について

地方公共団体発注の公共工事における品質確保も重要であることから、本省の補助事業等担当部局から貴局の補助事業等担当部局に対し、別途、次に掲げる事項を内容とする通知がなされているので、承知おきたいこと。

- ① 地方公共団体発注の公共工事の品質確保に関する総合評価方式の実施等の取組の費用に対しては、測量及び試験費による支弁が可能であり、その旨周知を図ること。
- ② 補助事業等における公共工事の品質確保に関する取組を確認するため、補助金交付申請、実績報告時等の際に、取組の実施状況の確認等を行うこと。

（8）新技術の積極的活用

公共工事の品質確保のためには、民間等の分野における技術開発が促進され、優れた技術を積極的かつ円滑に導入していく必要があることから、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成18年7月5日付け国官技第86号、国官総第237号）及び「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成18年7月5日付け国官技第87号、国官総第238号、国営整第6号、国総施第60号）に基づき、有用な新技術の一層の活用促進を図ること。

4 著しい低価格による受注への対応

(1) 公共工事に係るいわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発展を図る観点から排除に努める必要があることから、「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）による施工段階を中心とした対策に加え、「緊急公共工物品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）において、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとしたところであるが、施工体制確認型総合評価方式や低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行等の諸対策について、遺漏のない実施を図ること。

また、地方整備局を中心に、管内の都道府県、政令市等で設置しているダンピング受注対策地方協議会を活用し、低入札価格調査等に係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）の集約を行うとともに、必要な取り組みについて意見交換を行うこと。

(2) 設計・調査業務については、別に通知するところにより、工事と同様に、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる低価格による入札の的確な排除に向けて、遺漏のないよう取り扱われたい。